北名古屋市監査公表第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

平成３１年２月５日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間

財政課、税務課及び収納課

対象期間　平成３０年４月１日から平成３０年１０月３０日までの所管事務

実施期間　平成３０年１０月１日から平成３０年１０月３０日まで

２　監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

３　監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

財政課、税務課及び収納課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜財政課＞

主な所管事務は、市財政の総合調整、予算の編成及び統制、地方交付税、市債及び一時借入金、市有財産、借地の契約、寄附、土地開発公社、公用車の総括管理、入札参加資格の審査及び業者登録、指名業者の選定、入札の執行、工事、製造の請負又は物品の購入に係る契約の履行確認、財務部の庶務に関する事務である。

⑴　庶務事務について

ア　公用車管理において、予約した共有車の公用車運行管理記録簿に記入漏れがあった。なお、使用していないのであれば、予約を取り消すよう指導すること。

イ　ドライブレコーダーのデータ提供について、設置及び管理運用に関する要綱に規定はあるが、その取扱いを周知するとともに、データ提供を行った場合の様式について作成すること。

＜税務課＞

主な所管事務は、税務総合窓口、個人住民税の調査、賦課及び減免、法人市民税の調査、賦課及び減免、軽自動車税の調査、賦課及び減免、市たばこ税の調査及び賦課、市税の証明、自動車の臨時運行許可、固定資産税の調査、賦課及び減免、都市計画税の調査、賦課及び減免、特別土地保有税の調査、賦課及び減免に関する事務である。

⑴　収入事務について

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について、申告書等を工事の完了後３か月以内に提出しなければならないが、期限後に提出された申告書に遅延理由として不十分なものがあった。

⑵　庶務事務について

軽自動車税納税通知書の公示送達について、納税義務者の住所を調査しているが、調査結果の記録に不備があった。

⑶　契約事務について

特別徴収納入書カット・ブッキング及び特別徴収税額通知書圧着業務について、執行伺に随意契約の理由として根拠法令を記載しているが、理由に対し間違った条項が記載されていた。

＜収納課＞

主な所管事務は、市税の収納整理、市税、介護保険料及び保育料の徴収、市税の過誤納金、市税等の滞納処分、市税等の欠損処分、市税の納税証明、市税等の納税普及及び納税相談に関する事務である。

⑴　収入事務について

滞納整理用納付書（原符）について、耐火書庫に保管している未使用の納付書（原符）の数量が管理されていなかった。